

# 藤沢市介護保険サービス事業所

## 物価高騰対応助成金 申請の手引き

2023年（令和5年）7月27日

藤沢市 福祉部 介護保険課

(問い合わせ先)

介護保険課 企画・事業所担当

TEL 0466-50-8270 (直通)

Email [fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp)

## 1 対象事業所と助成基準額

サービス種別	利用定員数	基準額（月額）
訪問系事業所		
居宅介護支援 介護予防支援 訪問介護（訪問型サービス） 訪問入浴 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		4,000円
通所系事業所		
通所介護（通所型サービス）	10人以下	12,000円
通所リハビリテーション	11～30人	24,000円
小規模多機能型居宅介護	31～50人	48,000円
看護小規模多機能型居宅介護	51～70人	72,000円
認知症対応型通所介護	71～90人	96,000円
地域密着型通所介護	91～110人	120,000円
入所・居住系事業所		
介護老人福祉施設	10人以下	22,500円
介護老人保健施設	11～30人	45,000円
介護医療院	31～50人	90,000円
特定施設入居者生活介護	51～70人	135,000円
短期入所生活介護（空床利用型除く）	71～90人	180,000円
短期入所療養介護（空床利用型除く）	91～110人	225,000円
認知症対応型共同生活介護	111～130人	270,000円
地域密着型特定施設入居者生活介護	131人以上	315,000円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

### <留意事項>

- 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定型に限る。）を含みます。
- 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。
- 介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。
- 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。

## 2 助成額

### (1) 訪問系事業所

助成基準額（月額 4,000 円）に、令和 5 年度中の運営予定月数を乗じて算出します。

$$\text{助成額} = \text{助成基準額 (4,000 円)} \times \text{令和 5 年度中の運営予定月数}$$

### (2) 通所系、入所・居住系事業所

各事業所の利用定員数に応じた助成基準額（月額）に、令和 5 年度中の運営予定月数を乗じて算出します。

$$\text{助成額} = \text{定員数に応じた助成基準額 (月額)} \times \text{令和 5 年度中の運営予定月数}$$

#### <留意事項>

- ・ 利用定員数は、交付申請時点において、指定権者に届出を行っている利用定員数をいいます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については「登録定員数」となります。

## 3 交付要件

次の（１）～（５）の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 藤沢市内に所在する事業所であること。
- (2) 交付申請時点において現に運営しており、かつ交付決定時点においても継続して運営していること。
- (3) 事業所を運営する法人の事業計画書上、令和 6 年 3 月 31 日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であること。
- (4) 令和 5 年度中に藤沢市民に対するサービス提供実績があること。
- (5) 事業所を運営する法人が、市税を滞納していないこと。

## 4 申請方法

申請は、1事業所につき1回限りです。

(1) 申請受付期間

2023年(令和5年) 8月 1日(火) から  
2023年(令和5年) 10月31日(火) まで

(2) 必要書類

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

(3) 提出方法

郵送・窓口持参・e-kanagawa 電子申請システムのいずれかの方法により、提出してください。

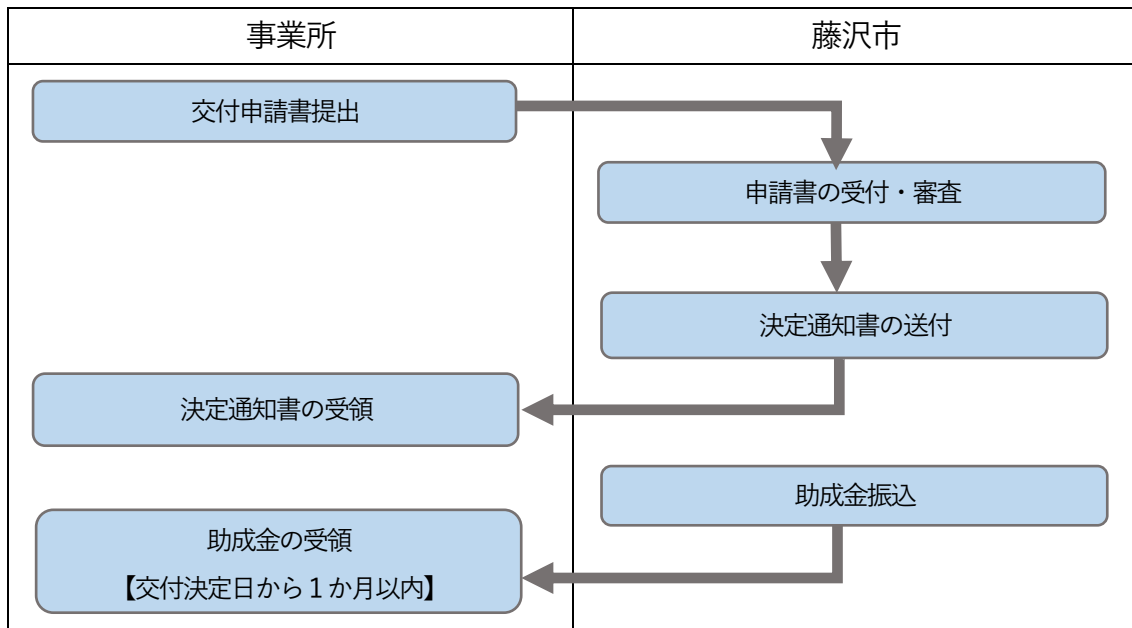
【郵送提出先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市 福祉部 介護保険課 企画・事業所担当 宛

※封筒表に赤字で【物価高騰助成金申請書在中】と明記してください。

## 5 助成金の交付のながれ

交付申請書の受付後、交付に係る審査を経て、市から交付(不交付)決定通知書を送付します。交付決定通知書の送付後、1か月以内に指定口座に振込を行います。



## 6 よくある質問

No.	質問	回答
1	この助成金の交付を受けた場合、物価の高騰を理由とした食費や居住費の値上げはできないのでしょうか。	本事業の趣旨に鑑みて、助成金の交付を受けた場合には、令和5年度中において、物価高騰を理由とした利用者への価格転嫁を行わないようご協力をお願いします。ただし、本助成金を活用してもなお物価高騰により運営に支障が生じる場合に、値上げ等を禁止するものではありません。
2	介護老人福祉施設等に併設された短期入所生活（療養）介護（ショートステイ等）は、交付申請をすることができますか。	それぞれ申請することができます。
3	介護老人保健施設と同一所在地で通所リハビリテーションを運営している場合、両方の事業所の交付申請をすることができますか。	それぞれ申請することができます。
4	保健医療機関として、介護保険事業のみなし指定をされている事業所は、交付申請をすることができますか。	令和5年度中に藤沢市の被保険者に対する介護保険サービスの提供実績がある場合には、申請することができます。ただし、藤沢市の被保険者にサービスを提供していない月は、対象外となります。
5	介護サービスと介護予防サービスを両方提供している場合、それぞれ交付申請をすることができますか。	介護サービスと介護予防サービスを同一の所在地で実施している場合は、介護サービス分のみ申請できます。 <u>(No.18 もご参照ください。)</u>

6	同一所在地で通所（訪問）介護と通所（訪問）型サービスを運営している場合、どちらも申請することができますか。	通所（訪問）介護のみ申請できます。 通所（訪問）介護又は地域密着型通所介護と同一事業所で運営する通所（訪問）型サービスは対象外となります。 <u>(No.18 もご参照ください。)</u>
7	利用定員数とは、どの人数ですか。	指定権者（藤沢市又は神奈川県）に届出している人数です。多機能系サービスについては登録定員の人数となります。
8	同じ法人で複数の対象事業所がある等の場合、1つの申請書にまとめて申請することは可能ですか。	法人単位で取りまとめて1つの申請とすることはできません。 <u>必ず事業所ごとに申請書を作成し、申請してください。</u> なお、法人本部等がそれぞれの事業所の申請書の作成を代行し、まとめて提出することは可能です。（事業所ごとに作成した複数枚の申請書を、1つの封筒に入れて提出することは可能です。）
9	同一所在地で障がい福祉サービス事業所を運営しており、「藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金」の申請要件も満たしている場合、申請できますか。	申請可能です。
10	令和5年度中にサービス転換（看護小規模多機能型居宅介護→小規模多機能型居宅介護など）をした場合、どのように申請すればいいですか。	<u>交付申請時点でのサービス種別で申請してください。</u> なお、引き続き運営しており、転換前の事業所でも交付申請要件を満たしていた場合には、運営予定期間は、転換前の運営期間も含めて申請してください。
11	令和5年中に新たに運営を開始した事業所の運営予定期間はどのように計算しますか。	月の初日（1日）付けで運営を開始した場合には、当該月も含めて計算してください。月途中で開始した場合には、当該月は算定に含めず、翌月からの計算となります。

12	令和6年3月31日までに廃止する事業所は、助成金の交付を受けることができますか。	本事業は、介護保険事業所の事業継続に対する支援事業のため、令和5年度中に廃止する事業所については交付対象外です。
13	令和5年度中に利用定員数の変更があった場合、どうすればいいですか。	<u>交付申請時点</u> での利用定員数を記載して申請してください。
14	交付決定を受けた後に、利用定員数の変更があった場合、追加申請はできますか。	交付申請は1事業所につき1回限りとなるため、交付決定後に追加で交付申請することや、申請内容の変更をすることはできません。
15	令和5年11月以降に新たに交付対象施設を開設する場合、申請することはできますか。	交付申請時点で、交付要件を満たしていない場合、申請することはできません。
16	交付申請に係る書類の保存期間に定めはありますか。	本助成金の交付申請に係る書類は、令和5年度終了後から5年間保管してください。
17	交付申請から助成金の振込まで、どのくらいの期間がかかりますか。	交付申請書の受付後、交付に係る審査を経て、随時市から交付（不交付）決定通知書を送付します。 交付決定通知書の送付後、1か月以内に助成金を振り込みます。 ※申請書類に不備等があった場合には、決定までに時間を要する場合があります。
18	介護サービスと介護予防サービスの事業所を一体的に運営している事業所において、 <u>利用定員数が介護予防サービスのほうが多い場合</u> 、どのように申請すればいいですか。	<u>利用定員数の多いサービスに合わせて申請</u> してください。質問のケースは、介護サービスは申請せずに、介護予防サービスとして申請してください。

19	同一事業所番号で、複数のサービスの指定を受けている場合、それぞれのサービスで申請可能ですか。	申請可能です。 交付申請書兼請求書の「サービス種別」欄で、それぞれのサービスを選択し、個別に申請してください。 (例えば通所介護、訪問介護と居宅介護支援の3種類の指定を有している場合は、交付申請書兼請求書を合計3つ提出する必要があります。)
----	--	--



## 7 申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

2023年 8月 1日

### 藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

藤 沢 市 長

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金について、次のとおり申請（請求）します。なお、交付決定をしたときは指定口座に振り込んでください。

#### 1. 申請者

##### 【法人情報】

法人所在地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1		
法人名	藤沢市役所		
法人代表者 職・氏名	代表取締役 介護 太郎		

##### 【事業所情報】

事業所番号	1401234567		
サービス種別	通所介護	事業所区分	通所系
事業所所在地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 2階		
事業所名	藤沢市役所 介護保険課		
事業所代表者 職・氏名	管理者 給付 花子		

#### 2. 申請内容

利用定員数	70	人	※ 訪問系サービスの場合、利用定員数は <b>入力不要</b> です。
基準額（月額）	72,000	円	
運営予定月数	12	月	※ 令和5年度中の運営予定月数（休止月等除く）
交付申請額	864,000	円	※ 基準額（月額）× 運営予定月数

#### 3. 同意・誓約事項

次の全ての事項について、誓約・同意します。

- 交付審査のために必要がある場合は、市長が市税の納付状況の確認を行うことに同意します。
- 交付申請時点において対象事業所を運営しており、令和6年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- 市税を滞納していません。
- 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合やその他市長が不適当と認める事由が生じた場合等に、助成金の交付決定の取り消しを受けたときは、助成金を返還します。

#### 4. 指定口座

金融機関名	みずほ銀行	金融機関コード	0001
支店名	△△支店	支店コード	123
預金種別	普通預金	口座番号	1234567
フリガナ 口座名義	フジ サシヤクシヨク イョウトリシマリヤカイノタウ 藤沢市役所 代表取締役 介護 太郎		

#### <申請に係る担当者及び連絡先>

所属部署等	藤沢市役所 介護保険課		
氏名	給付 花子	連絡先	0466-50-8270